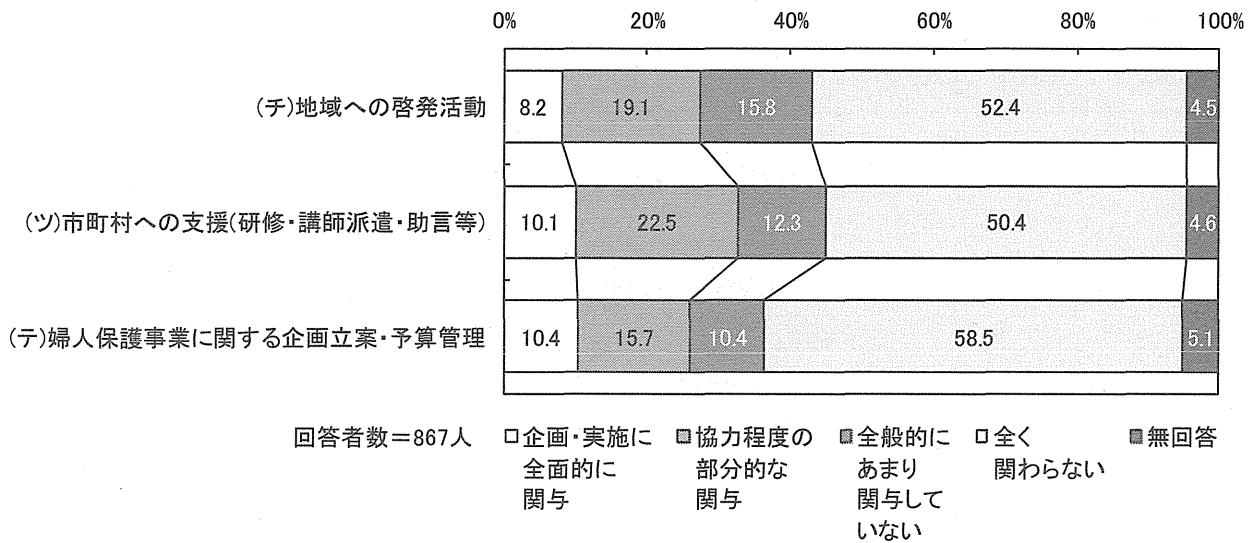


#### ④事業の企画等

図 33 ④事業の企画等(単数回答)



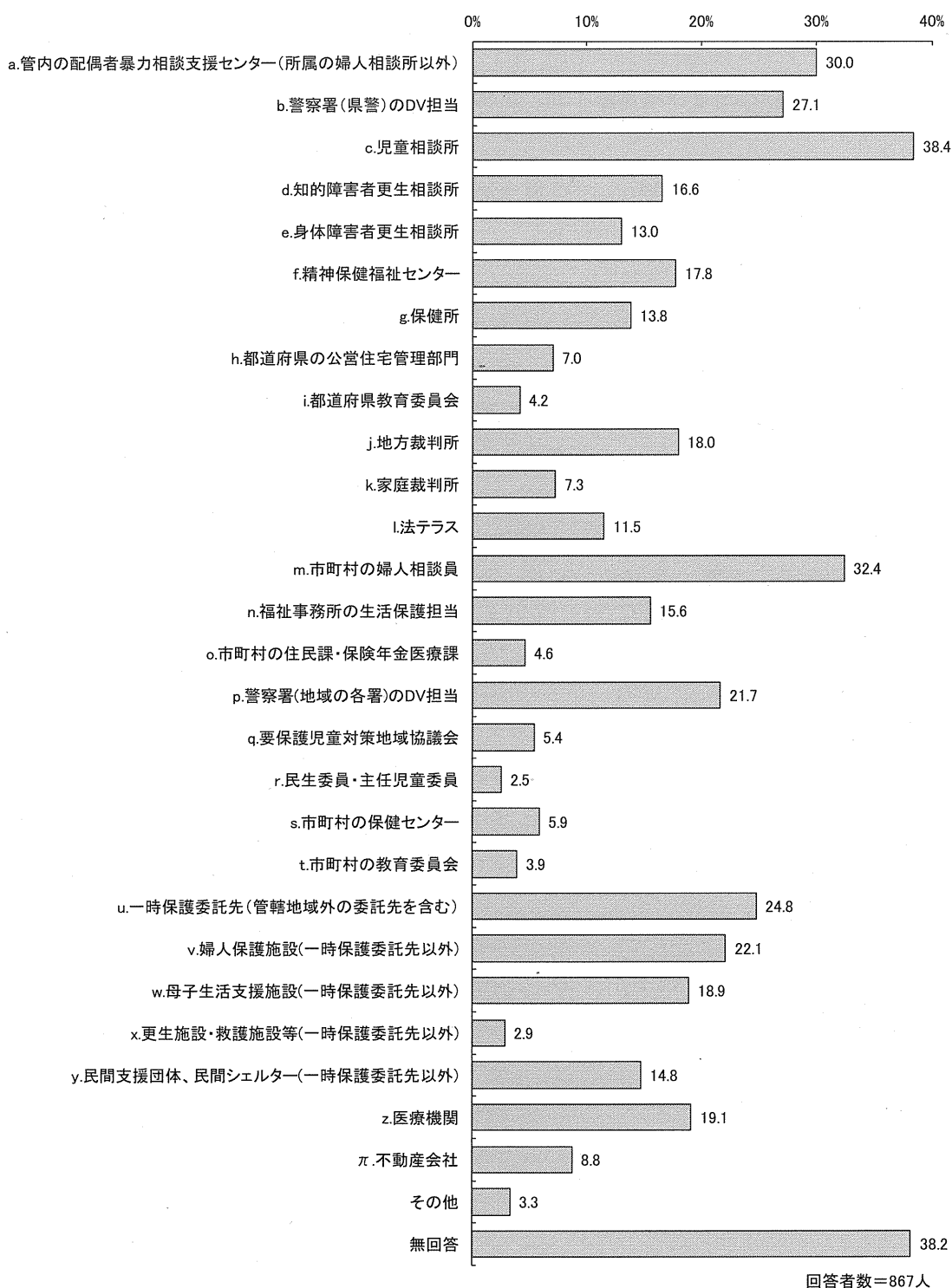
職員の事業の企画等の業務への関わりについては、(チ) 地域への啓発活動、(ツ) 市町村への支援(研修・講師派遣・助言等)、(テ) 婦人保健事業に関する企画立案・予算管理のいずれについても、5割以上が「全く関わらない」と回答し、「全般的にあまり関与していない」をあわせると6割台が関与していない状況にある。

(チ) (ツ) (テ) のいずれにおいても「企画・実施に全面的に関与」しているのは1割前後であるが、このうち「企画・実施に全面的に関与」の割合が高いのは(テ) 婦人保健事業に関する企画立案・予算管理であり、「協力程度の部分的な関与」をあわせると(ツ) 市町村への支援(研修・講師派遣・助言等)の割合が高くなっている。

## 7. 関係機関との連携の状況

あなたが所属する婦人相談所の管内にある以下の関係機関について、あなたは、機関の現在の担当者と、どの程度の関係をもっていますか。以下 a～π の機関のなかで、あなたご自身が、現在の担当者と面識があり、必要時にやりとりがいつでもできる関係をもっている機関があれば、すべて選んで○をつけて下さい。

図 34 関係機関との連携の状況(複数回答)



職員が現在の担当者と面識があり必要時にやりとりがいつでもできる関係をもっている機関の上位3位は、「c. 児童相談所」38.4%、「m. 市町村の婦人相談員」32.4%、「a. 管内の配偶者暴力相談支援センター（所属の婦人相談所以外）」30.0%である。

次いで、「b. 警察署（県警）のDV担当」27.1%、「u. 一時保護委託先（管轄地域外の委託先を含む）」24.8%、「v. 婦人保護施設（一時保護委託先以外）」22.1%、「p. 警察署（地域の各署）のDV担当」21.7%の順に高く、これらは2割以上がやりとりがいつでもできる関係をもっていると回答があった関係機関である。

反対に、関わりの割合が低い関係機関は、「r. 民生委員・主任児童委員」2.5%、「x. 更生施設・救護施設等（一時保護委託先以外）」2.9%、「t. 市町村の教育委員会」3.9%、「h. 都道府県教育委員会」4.2%、「o. 市町村の住民課・保険年金医療課」4.6%などであり、これらと関係があると回答した職員の割合は5%を下回っている。

「婦人相談所に勤務する職員の業務状況等に関するアンケート」

自由記載一覧(職種別)

「問7 最後に、婦人保護の業務について、あなたが日ごろお感じになられていることについて、ご自由にご記入ください」

所長  
根拠法である売春防止法について50年以上改正されてなく、制度の老朽化を感じる。  
婦人保護業務の内容に見合っていない待遇…。婦人相談員の職位、婦人保護施設等の設置基準及び職員配置基準、婦人相談所の職員配置基準等  
都道府県格差、市町村の役割の明確化。  
婦人相談所と婦人保護施設、婦人相談員の三位一体の崩壊→これは法改正が長期にわたりされていないことが大きな問題であるかと思いますが…。

所長  
婦人保護業務は売春防止法に始まり、DV防止法、人身取引対策行動計画と次々と対象者、対応する事業が増えているが、体制・機能は従来のままの中で行われており、限界が生じている。  
対象となる女性の状況変化に体制が対応できていない。  
婦人相談員(当県では女性相談員)は売防法の中で非常勤とするとなっており、実際緊急対応を求められかつ責任ある業務を担当しているにもかかわらず、待遇面が追いついていかない。  
国か内閣府と厚生労働省の2本立てであり、県も同様の体制のため、縦割りで現場での対応が円滑にできにくい状況にある。  
一時保護された被害者の同伴児に対するケアができる体制になっていない。

所長  
子育て支援(虐待対応含む)と女性保護が、たて割れの中で実践されているが、子育て、離婚問題、DVなど、家族への支援として総合的な支援ができる組織が必要だと思います。法整備も含めて。女性保護業務に関わっていて、つくづく女性の地位の低さ=支援の乏しさ。特に母子家庭の自立支援=子育て支援の貧弱さを痛感します。

所長  
一時保護期間内に様々な支援を行って退所に導いているが、退所後、自立・自活の方向に向かわず自ら再び切迫した行政の支援が必要になる状況に陥る事例がなくならない。自立支援をうまく活用し、自立に向かわない人の自立意欲をどのように引き出すか困難な課題である。

所長  
一時保護の時間が長期になってしまう場合が多く、所内での生活内容の充実が望まれる。

所長  
・業務体制については正規職員が3~4年で交替する一方、相談員などの嘱託職員は継続的に勤務しているというアンバランスがあります。  
・しかし業務上は限られた人員の中、相談や保護の対応に関して適宜、協議しながら協力し合う職場となっており、大きな支障はありません。  
・課題としては、以下の点があると感じています。  
・体制に余力がなく、退所後を含む支援計画、アフターフォローなどができていない。  
・加害者対策(電話相談、更生プログラム等)を行っていない。  
・これまでの対応等の蓄積を整理し、組織として活かせる形にすること。  
・施設やシェルター等の資源が不十分。  
・県単独でも関係施策の充実に取り組んでいく必要があること。  
・他県の資料等を積極的に取り入れつつ、女性支援の業務としてのレベルを少しでも向上させたいと考えています。

所長 児童、障害者、高齢者と、各々虐待防止のための法は整備されたが、現状においては、女性が暴力の被害者であれば、全て女性相談所での保護を依頼され、「最後の砦」の役割を期待される。保護後の処遇について、多くのメニューを持っている市の役割を明確にすべき。

所長 相談センターは、一人しか正規職員がいません。全て非常勤職員で行っております。それでは時代のニーズに対応できません。正規職員の配置を国の指示の基、行えるようにして下さい。又、兼務ですので大変です(保護施設と)。女性の保護についてもっと重要視して下さい。

所長 婦人相談所の地域格差(県ごとの個別性)が大きく、各々の相談機関で抱えている問題が違うため、共通認識を持って課題解決にむかうことが、なかなかできない。共通していると思われるのは、精神障害、知的障害、人格障害等をはじめとして、家族関係、借金など多くの問題を複数抱えている対応困難な人が多く、対応は個別性が高くマニュアル化できない。結果的にノウハウの蓄積も難しいことである。

所長 緊急・危険性のあるDV被害者と、じっくり取り組むべき福祉的支援が必要な帰宅先がない等の要支援者が保護所に混在した状態である。中には、成育歴に恵まれず自身にも家族にも生活力、養育力がなく、貧困や借金、病気などいくつもの問題を抱えており、処遇対応に苦慮している。

所長 正職員が少なく非常勤職員に頼らざるを得ないが、勤務年限(本県の場合は5年)があり、経験を積み各種研修等を受け一人前になったところで退職となってしまう。しかしながら、1か所に長く勤めることの弊害を多く見ているので一概に勤務年数を延ばすことは慎重にすべきと考える。児童福祉司のように人口当たりで女性支援員(仮称)を置き、生活保護のケースワーカーなどと一緒に人事異動の対象として、婦人相談所に配置できないか。

併せて、相談所・保護所、婦人保護施設に配置が必要な職種と資格要件などを明確にすべき。単にかくまうだけの無料宿泊所ではないので、当然その役割も明確にしたうえで、必要な人材を配置する必要がある。

婦人保護の場合も、高齢・障害・児童と同様に、一義的な責任は市町村とした方が、その後の自立支援への対応(生保開始、母子生活支援施設入所、母子保健)もスムーズにいくと考える。DV被害者の支援業務が増えているが、DV防止法主管課の役割・関与を明確にすべきではないか。計画は男女共同参画、実践は福祉と分かれているのが現状である。

所長 婦人保護事業の法的位置づけや制度について、抜本的な見通しが必要と思われる。

所長 ・農村部におけるDV相談窓口の一本化が図られていない。DVの啓発に努め、相談から自立へ向けたシステム作りをすべきだと思う。・最近の傾向として、警察からの保護が本人の希望ではない事が多く、すぐ退所になるケースがある。もう少しじっくり聞いてやってもらいたい。・DV被害者を生みださない(子供が悲劇)ために、学校教育のときから、人権の中にDVを取り入れてもらいたい。親教育が連鎖し、断ち切れない為。・発達障害(自閉症)の特性、関わり方など周りの人達がキャッチして支援につなげる必要がある。発達障害者のDV被害者は多い。

所長

長い期間、福祉行政に携わってきたが、女性相談所は初めての勤務。着任して驚いたのが、重責を担う女性相談員が非常勤職員であること。また福祉施設のみではなく、法律、就労、住宅確保等々、広範囲の支援が要求され、対人技術も求められる極めて力量の間われる業務であることを認識。このような重要な業務でありながら、各県の状況にも差が大きく、それぞれ試行錯誤しながら取り組んでいる印象。業務の標準化と職員研修の充実が必要。女性相談員は非常勤では限界の状況であり、法改正も見据えつつ、正職員化の必要性を人事サイドに訴えているところである。また、市町村において相談のできる体制を整え、その上で女性相談所と円滑に連携をし、必要な方への支援が充分できるようにしていくためにも、法改正にあたっては市町村の役割について、明確にして頂きたいと考えている。

相談指導員

■■県は実施期間を定め、自治体の担当者に伴っていただいておりますが、自治体によりサービスの幅が異なり、同等のサービスを受けることが難しい方々がいらっしゃるという実態があります。例)母子生活支援施設入所が適切と思われる母子さんが、母子生活支援施設利用の予算が担当自治体になく利用できない等。施設のハード面の向上、職員配置の充実が望まれます。同伴児の教育ケアの向上が必須であり、保育士、心理士、学習支援員の必置の必要性を感じます。

相談指導員

女性保護施設の入所者減に関して、女性相談所が入所決定をしないからだ、女性保護施設本課ともに考えているが、DV被害者が保護の7割以上を占める中、「施設」での支援が自立に向けた支援策として有効なのかどうか、きちんと見極めるべき。従前の「施設」支援のあり方、支援内容、職員のスキル等、施設側が抱える課題も多いと思っている。

相談指導員

DV法においては「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む」とDV法に定義されているが、事実上婚姻関係の解釈についての判断が曖昧で判断に苦慮している、そもそもは相談者に対しては性善説に基づき事業運営をしていることもありケースバイケースであるとはいえ、本法の法律的な解釈や証明書の取扱など対応に苦慮することが多い。暴力被害者の大部分は女性であるが男性被害者も少ないながらもいるところであるが、男性の場合被害者と名のりながら実際は加害者であったりする場合もある。婦人相談所と言う看板を上げ女性を保護している機関が男性にも対応を行わなければならない現状である中、男性職員も少ない職場であるので相談者自身の安全も含め大変苦慮している。女性に関する相談機関は多いが、男性に関する相談機関はないに等しい。しかし、それを婦人相談所が行うことは難しいところである。男性相談窓口を設けるか否かについては男女共同参画の意味合いからも各自治体の判断になるかと思うが、何か指針のようなものを国レベルで示してほしい。

婦人保護事業については他法を頼らなければ支援の実施が困難となっており、他機関、他部署から本事業に対する風当たりが強い。多機関連携が法にうたわれているといってもそれだけでは納得してもらうことは難しい(特に生活保護)。そもそも本人の意思に基づく保護であることから、せめて一時保護中の医療費などの予算をつけること等考えて欲しい。

相談指導員

職員の人数が少なく、数年で転勤するため、仕事の積み重ねができていない。課題の解決もなかなかすすまない。入所者や同伴児に対し、心理の関わりが弱い。同伴児に対応する保育士がいない。県としての体制が弱小。

相談指導員 ① 婦人相談所に、いろいろな機能が附置されたり、保護対象者が幅広いため、課題が生じている(自立にむけて積極的に外部との交流が望まれる。一方では、安全確保のための行動の制限等)。② 職員の半数以上が非常勤職員体制の中で、業務自体は夜間休日、緊急対応があり、婦人相談員の常勤化が望まれる。③ 一時保護所と婦人保護施設が併設されていることによる不都合(①と同様の課題)が生じている。

相談指導員 DV被害者の相談で生活支援については、市町村の各係の窓口が一本化されると相談がしやすいと思われる。各市町村毎に総合的にDV被害者の自立支援に向けての支援体制があった方が相談者が早期に自立した生活になると思います。同伴児童の心理的なケアについて入所時、退所後必要ではないかと思われます。

相談指導員 DV対応で大変な相談が多い中で、相談員の多くが非常勤であり、待遇的に過酷であると思う。待遇改善や常勤化が必要だと思う。

相談指導員 知的に障害があったり、精神疾患を有し、服薬管理を要する方の一時保護が急増しており対応に苦慮している。職員のストレスケアが重要。

相談指導員 県の婦人相談所に設置されている一時保護所に入所される方のほとんどが知的障害者であり、軽度、境界域の方のみならず、一人で生活するのが困難なほど重い方もいらっしゃる。保護所は安全・安心な場であると同時に、集団生活・トラブル防止のためのルールが厳しい管理された場所である。  
しかしそのルールは健常者のDV被害者等を前提としてつくられたものであり、DV被害者や生活困窮の知的障害者という二重、三重もの困難を抱えた方のためのシェルターや逃げ場が行政にもないことに気づかされた。彼女たちは知的障害者ゆえにDV被害や様々な搾取の対象になりやすく、又、逃げてもお健常者前提の社会システムに傷つきはじかれている。DV施策と障害福祉支援が密に連携し、受け皿(知的障害者用DVシェルターなど)をつくるべき。

相談指導員 直接、相談業務に携わる職員が少ないため、組織として十分な相談業務がなされていない。国の定めも、最低(配置)人員を定めていないため、都道府県の予定予算案によって相違が生じており、夜間、休日相談体制も確立されていない。相談業務経験のない者が管理(者)職になっており、問題が多い(国の基準も特に求めている)。抜本的に検討すべきである。

相談指導員 一時保護機能以外に具体的支援策を持たない婦人相談所が自立という大きな課題を課せられることに困惑を感じる。生活保護と緊密な関係を持てればいいが、根拠がない以上、ケースワークや職員の努力のみでは限界がある。

相談指導員 ・地域に情報交換をする際、決まった書式があり正確な情報を伝達する事が出来るようにと思っています。  
・利用者への重なる面接は、二次被害につながる危険や、意欲をなくしてしまう事も多いです。

相談指導員 兼務であり、児童相談所業務が中心のため、婦相業務はあまり対応していない。

相談指導員 心理判定員を兼務していて、主な業務として知能検査や性格検査を年に数件やっています。被害者や同伴児の心のケアの必要性も言われているようですが、一時保護中という限られた短い期間の中でどういう支援ができるのか、どういう支援が必要なのか、自分自身でよくわかりません。

相談指導員 DV被害者と要保護女子を区別して保護などの支援を行うべきです。本来DV防止法が想定しているであろうDV被害者の保護は少なくなっていると思います。なんちゃってDV被害者みたいな人が多く「なぜ一時保護をしなければならないのか？」「する意味はあるのか？」と日々自問してしまいます。

相談指導員 ・自立の支援のために、社会的資源や法律等、幅広い知識が必要とされるが、なかなか研修等の機会が得られない。・保護される方は、地域で自立するために、厳しい状況にある方が多く、支援の難しさを感じる。例えばアパートを借りるにも、保証人がいなかったりして難航する。精神疾患をかかえており、自立が難しい・・・等。  
・警察との認識の違い。警察では、危険を強調し、被害者に保護を進めるが、本人の意向ではない場合、一時保護しても結局すぐに家に帰る、無理やり来させられたと言って戻る方がかなりいる。

相談指導員 ・制度にあいまいな点が多く、難しい。・女性からの言い分のみで動くことになるため、時に矛盾を感じることもある。

相談指導員 ・本人との相談を進めるために、本人と話題を共有し、理解を促すための可視化されたツールの必要性を感じます。  
・スキルの取得には、事例を検討したり、そのことで追体験することが有効と考えますが、日常業務の中で定期的に関係することに苦慮しています。短期間でその事例のエッセンスを理解し、共に成長できるような事例検討のあり方を模索しています。

相談指導員 現場だけがガンバッテいる様に感じる。

相談指導員 ・業務実施体制が不十分である。個人の努力いかんではなく、国における位置付けは低いし、県により、取り組みの差がありすぎる。  
・支援者のレベルが違いすぎる。雇用条件・人事異動など、支援者のレベルアップにつながらない原因がある。  
・この事業は女性にとって差別的ではあったが、果たしてきた役割は大きい。きちんとした評価がなされるべき。  
・婦人相談所のみでなく、婦人相談員・婦人保護施設の評価も合わせて必要では？この三機関一体となった「仕組み」があったからこそ「女性」への支援ができた。  
・今後どのような仕組みをつくっていけば、暴力被害のみではなく困難を抱えた女性達への支援が今よりうまくいくのか、全ての女性達の将来がかかった課題だと思う。



相談指導員 様々な困難を抱えるに至った要因は、急にわいて出てきたというよりは、さまざまなものが複合・連携しており根深いと実感。

相談指導員 ●●県女性相談所は非常勤職員である相談員が電話相談と一時保護者のケースワークを相談員とペアで行っています。一時保護が短期間ですので入所と同時に的確な支援を進めていかなくてはならず、相談員の力に頼っている現状です。事務職員の在職期間が2～3年ですので、業務の指導やマニュアルの様式化やツールの必要性を日々感じています。また退所後の支援まで行き届かず気にかかるケースや、再入所するケースが後を絶たない現状があります。身体的また精神的不調や病気を持たれている入居者が多いため、保健師や心理士、保護所では保育士など、専門職員の配置が必要だと感じています。

相談指導員 DVから母子(あるいは単身でも)で逃げる事ができたとしても、その後には貧困に耐える苦しい生活が待っていることがほとんど。もっと雇用の安定、労働環境をよくしてもらわなければ、DV被害者は逃げることをためらってもあたり前と思う。こんな不安定雇用ばかり増やしては、女性や子どもへのしわ寄せがいくばかりだ。国の労働政策に問題がある。

相談指導員 ・内閣府と厚労省の二重構造になっており、やりにくい。  
・内閣府の職員は、現場の実情を知らない様子である。  
・健康保険の資格喪失手続きについて、相手方とのトラブルを怖れて手続きをなかなか進めない。組合があり、指導を求めても厚労省健康局に電話しても認可している都道府県へと言われ、他都道府県の担当様へ電話すると、保険料の二重払いがないようにとの配慮が最優先の対応である。  
・婦人相談員はDV防止行政の格となるが、地位が弱く、それが大きな影響を及ぼしていると感じている。

相談指導員 ・入所者自信に問題があるケースも多く、短期間での対応では限界があると感じる。  
・DVではなく「帰住先なし」での保護が以前よりも多くなっていると感じる。  
・入所者の高齢化。

相談指導員 福祉職ではなく、一般行政職のため5年も勤めているのは正直つらい。福祉職の人材育成をすすめて欲しい。婦人保護の業務は中高年の女子職員だけではなく、若い女子職員にも与えるべき。固定観念みたいなものがあるのではないかと疑ってしまう。

心理判定員 ・利用者は保護されることにより落ちつきをとり戻し、自分を回復するきっかけを得ることができる。  
・職員の体制には問題を感じる。特に目立つのは2～3年で替わる常勤職員と、長期で勤務する非常勤職員の力関係が不安定なこと。施設運営、利用者への関わりetcに影響が見られる。  
・(市区配属の)支援員の行きすぎた関わりを指導できない。  
・学習指導員は、同伴児の傷つきよりも、学習運営に重きがおかれがち。密室化された関わりに、危険性を感じる。独立独歩で協働作業が難しい。  
・専門職の専門性が発揮できない体制がある。  
・相談所は、関係機関から保護施設への中間施設と言う位置にあるため、両者から批判の対象になりやすい。  
・県職員の独特の考え方や人間性は、仕事への取り組み方等で一般の人とはズレがあり、驚かされ容認しにくいことがある。管理職(支援課)は、民間の人に任せてはどうか？

心理判定員

DVの問題はその時代のジェンダーと深く関わりながら形を変えていくと思われるが、家庭内の世代間の中での連鎖を続けていく。断つことの難しい問題だとつくづく感じている。女相でもDVの影響に配慮しながら、受け入れてもらえそうな方には積極的にDV教育を心理面接でも導入している。

心理判定員

緊急一時保護中という大変不規則で短期間の保護日数の中で、しっかりと被害者の心のケアを行うことの難しさを痛感しているところです。また、ご本人に心理的介入が必要だと感じてご本人自身の動機の有無によって、面接が変わってしまいます。そんな中でも、ご本人に寄りそうこと、安全で安心感を感じてもらえるよう常に考え、アセスメント、心理面接を行っているところです。婦人保護事業の中での心理士としての何ができるか、これからも考え続けていきたいです。

心理判定員

<同伴児へのケアについて>職場には心理判定員として1名しかおらず、DV被害者の同伴児に対して十分なケアが行えていないことが、全国的に共通しているのではないのでしょうか？同伴児へのケアを充実させるためにも、同伴児専任の心理職員の配置が必要と考えます。また県外へ転出するDV被害親子へのサポート(同伴児(中学生男児)が不登校となり、母が対応に苦慮していた)として、県外の児相へ支援の依頼を所内の児相を通じて行った所、「加害者とはなれて生活するためひとまず安全。問題が起これば対応する」と回答された。DV加害者からはなれた被害者親子が切れ目ない援助を受けられるよう、児相関係者のDVに関する理解を得たい。加えて退所後、母子寮にて生活する親子も多く、母子寮での心理職の配置が必要と考える。

心理判定員

急性期に関わることの難しさを毎日感じています。安心、安全な空間に保護していても、次々に手続き(離婚や保護命令など)を進めなければいけないため、気持ちを追いつかないまま退所というケースも少なくありません。この現状で、心理職として何ができるのか考え、少しでもよりよい支援を行いたいと思っています。

心理判定員

正規職員の異動が多く、また、婦人相談員の雇用期間が限定されているため、婦人保護事業への意識や専門性を高めていくことが困難な状況にあると感じています。また、正規職員と非常勤職員の待遇に大きな格差があることから、婦人保護事業の業務を遂行していく上で、全職員の雇用を安定させることが大切であると思います。

心理判定員

女性相談は複雑化し、ますます重要性が増していると思うが、研修の機会もなく専門性が上がらないまま、おざなりにされている印象がある。幼少期のDV目撃、間接的な被害は、児童虐待や成長してからのDV加害・被害の温床だと思うので、女性相談についても国でしっかり予算をつけて長中期の計画をたててほしい。

心理判定員

婦人保護の業務については兼務となっていますが、男性と言う事もあり、ほとんど関わることはありません。アンケートも、関わりがないという前提で回答させていただきました。

- 心理職の人数がもう少し増えるとよい。児童相談所は、虐待で事故等あれば、児童心理司は増える。婦人相談所は、取扱数では横ばいから減少傾向にあるが、内容的には重篤で複合的なケースが増えており、支援には時間と手間がかかる。婦人保護の業務自体が、秘匿されていることが多く、実態がわかりづらいが、何とか心理職が増えて、支援の質的な向上が図れるとよい。
- 心理判定員 連携の重要性と難しさ。
- 心理判定員 心理判定員を兼務していて、主な業務として知能検査や性格検査を年に数件やっています。被害者や同伴児の心のケアの必要性も言われているようですが、一時保護中という限られた短い期間の中でどういう支援ができるのか、どういう支援が必要なのか、自分自身でよくわかりません。
- 心理判定員 緊急一時保護退所者を継続支援できるような人員配置になっていない。DV被害者を広域で指導依頼(ケース移管)するシステムをつくり、離脱後の支援について児童虐待をモデルにした形がつけられるとよいと考えています。
- 心理判定員 退所後も心理面で支援する必要がある人は多いと思うが、なかなか業務として認めてもらえない。そのような支援をする行政的な枠組みができると良いと思う。
- 心理判定員 婦人相談員としての研修が十分にされず、専門性が保たれていないと感じます。専門的な力を持った職員さんに負担がかかったり、不十分な対応でケースによって受けるサービスの差が出ているように思います。日常時に相談電話をかけてくる人への対応について、強く疑問を感じますが、そのことからしても業務に対しての検討ということが行われていない現状です。全国レベルの研修を受けて持ち帰ってきても、素通りすることがあり、意欲が低下し、公務的仕事になっていると思います。残念です。
- 心理判定員 臨床心理士としてどのようなことができるか、まだ■年目で試行錯誤中です。研修にも少しずつ参加しているところです。
- 心理判定員 精神的負担が大きいので、そのケアが必要。
- 心理判定員 児童相談所と兼務しており、主に児相業務であり、婦人相談主管担当課から依頼のある婦人・児童への心理判定及び結果返しに関わっているため、限定的な関わりである。
- 心理判定員 ・DVの影響の他に生育歴からくる問題を抱えている方へ十分なケアができない(アセスメントで終了してしまうような現状)・同伴児へのケアの必要性を非常に感じるが、十分行えず、退所後のフォローやケアが母親へ全面的にかかってしまっている。

心理判定員 様々な悩みを抱えている相談者が沢山います。その方達にとって、よりよい支援ができるように努めていますが、日々迷ったり考えさせられることが多いです。婦人保護業務の職員間で、研修を受ける機会がある人ない人で偏りがある気がします。職員全体で相談者への理解を深めていけたらと思います。

心理判定員 婦人保護の業務について、女相で全て(あらゆる)相談を受けるというのは本当に利用される方の利益につながっているのかどうか、検討が必要なのではないだろうか。

心理判定員 心理的課題を抱えておられる方へ、どのような支援が出来るのか、退所後も「困った時には相談できる」と心の中に根づくような関わりをどう提供していけばよいかと思う。

心理判定員 他の入居者を巻き込んでトラブルを起こし続ける入居者や、行動化の激しい同伴児への対応の難しさ。

心理判定員 婦人相談所で関与するケースは、本人の資質、家族状況、経済面とかなり手厚い支援の必要な方が多いが、圧倒的にマンパワーが足りない状況である。退所後のフォローも弱く、地域に埋もれてしまい、問題が大きくなってからしか関与できないケースも多い。婦人保護事業全般の底上げを望む。

心理判定員 一時保護をされずに仮保護で帰られる方や来所相談の方についても、心理的サポートやアセスなどを提供できる様にしてほしい。県職員であるケースの担当者によっては心理士の役割や心理支援の重要性に対し、理解していただけていない方がいるのも事実で、思うような支援の提供ができずに終わってしまうケースがあり、無念さを感じる。基本的な考えとして、あくまで一時保護中のケアやケースワークが仕事であり、ケース本人の個人情報を守ることも大事だということから、「外部」との連携や情報共有に関して積極的でないと感じます。

心理士としては、今後の支援に必要なことは連携をとりたいと思う事が多々あるが、基本的には県職員である担当ケースワーカーが外部とのやりとりを行うので、私だけの判断ではできないことがあり、無力さを感じる。心理職員も県職員を配置し、心理マニュアルの作成などをどんどん普及させてほしい。また、所内外の研修も心理士は加わり提供していくべきである。どこか行政との温度差を感じるのも、婦人保護の業務全体の関わりに囑託である心理士は加わることができないからだと感じている。囑託のままでも良いが、報酬や社会保障などの見直しは行われるべきである。

事務職員 婦人保護業務を行っていくには、関係機関との連携は欠かせない。特に当初には警察や色々な相談窓口、自立に向けては地域の福祉や、就業支援部門との連携が重要と考えている。様々な関係機関と、より親密な関係を構築しながら、婦人相談所としての支援を充実していきたい。

事務職員 一時保護者の方の中には、疾患のための通院が多い人もあり、同行する職員の対応が大変である。今後どうするかを決められない方や、気持ちの変化の大きい方もあり、ケース担当者は苦勞しており、ケース担当者のストレス増大が心配される。入所定員を越えた場合に保護依頼があった時の対応のむずかしさがある(物理的に入所させる部屋がない)。

事務職員 婦人保護事業に関して、法的な位置付けがあいまいで、社会的にもクローズアップされがたい領域の事業であるため、事業予算・人的配置の不足をはじめ十分な業務展開が得られない現状にあると感じる。女性福祉・母子福祉・家庭福祉に関わる総合的な法整備を図るとともに、児童福祉法や生活保護法との連携を含めて充実した事業になるよう望んでいる。

事務職員 福祉事務所によっては本人の意向をよく聞きとらず、保護依頼をして来ており、本人が来所して保護所のルールが自分に合わなく、入所に至らず帰る人がいる。

事務職員 いろいろな方が入って、国際化している。言葉の壁がある。

事務職員 最近DV被害を訴えてくる方の中に、話を聞いていくと主訴はDVでない方と思われる方が増えている。また、一時保護を希望してくる方も同様であり、これまでのDVのみを主訴とする方の一時保護が減少している。DVのみを主訴とする方と要保護女子と同じように一時保護する方法が良いのかどうか、疑問に思うようになってきている。

事務職員 事務職員なので、要保護女子との直接的関わりは一切なく、他機関との関わりも経理に関する事のみと、女性相談所での業務はきわめて限定的です。もちろん予算執行のおおむね全てを管理しているので根幹に関わっている事には間違いはないのですが。

事務職員 婦人相談員、心理担当職員及び保育担当職員の正規職員化。

事務職員 退所後のフォローが必要なケースも多いが、実施できないのが現状であり、気になるところである。

事務職員 ひとつとして同じケースはありません。個々の意志に沿った支援を行っていますが、全面的に家族(身内の方)との関係性の希薄さを痛感しています。社会全体でご本人や同伴児さんを支える必要性高！

事務職員 ・DV被害者の同伴児のほとんどに情緒的な問題が見られることから、子ども対応の心理士の配置が望まれますが、実際の体制ではなかなか難しい状況です。・児童の一時保護所の支援体制と比較すると婦相の支援体制はあまりに手薄な状況です。同伴児童に対する支援体制の充実を強く望みます。・婦人保護に関する標準化した対応マニュアルが、早く出来ることを期待しています。

事務職員

今までこういった問題を知らなかったので、入所保護を必要とする女性・同伴児童がこんなに多くいる事を知って驚いています。少しでもサポートできればと思っております。

事務職員

- ・女性相談員が非常勤となっており、仕事の内容に見合った雇用体制が整備されていない。
- ・ソーシャルワーク機能が弱い、もしくはまったくない。福祉事務所にアウトリーチしているため、能動的なアクションが起こしにくい。
- ・NSや、PHNの配置がされていないが、医療ケアニーズは高まっている。
- ・生活困難者の利用が増えている。
- ・同伴児のケアが十分にできていない(児相が関与していればOKだがそれ以外が多い)。子どもの予後が良い結果になっていないように感じる。
- ・今回の様な調査研究が毎年多くなされているが、現状の改善につながっていないと思われる。調査を目的とした調査は税金の無駄遣いであり、調査後それが政策にどういかされたのかについて研究者はきちんと総括する研究・調査を実施すべし。個人業績に協力するほど現場は楽ではない。国立機関は特にそのことを真摯に受け止め、厚労省が法務省や財務省を説得できる研究を提供していただきたい。

事務職員

関係機関からの一時的保護依頼の場合、本人の意思を十分に確認することなく、その結果、すぐ本人が退所の意向を示すことが多々あるので困る。

事務職員

従事していない。

事務職員

売春防止法により婦人相談所は都道府県、婦人相談員は都道府県、市に置かれているところであるが、配偶者暴力防止法で求められている役割に比べて、少ないように思われる。婦人相談所は政令市、婦人相談員は町村へも設置可能とするなど、実態に応じた、住民にとって、より利用しやすい環境の整備が望まれる。

事務職員

婦人相談員の身分が不安定で低賃金だと思う。

事務職員

若年者で風俗関係の仕事に従事している女性からの相談が増加しているが、本人の生活の立て直し、意識の改善が難しい。親族の協力が得られにくい(本人の希望によるものが多いが)場合が多く、強力な支援者が少ない中で、どのように進めていけばよいか悩む。

- ・人件費の問題もあるかもしれないが、常駐の弁護士(非常勤でも可)を希望する。

事務職員

保健所次長と当機関の次長を兼務しているが、事態としては業務内容には一切タッチしていない状況にある(なお、組織状況の把握等のため措置会議には出席)。次長としての業務内容は、このセクションの財務関係、及び文書決裁の外、当該組織の職員の職場環境、処遇改善等の後方支援的なものが主なものである。業務不関与については、許容量(キャパ)、能力的な問題、及びこれらの組織は研修の頻度も高いプロ集団としてあるべき組織と考えられ、素人が生半可に容喙せず、個々具体的な業務には関与しないのが、適切、適当との当方の見解、判断である。

婦人相談所、保護施設併設の当機関に■年勤務して感じた事は、保護を求めてくる女性の意志の尊重と、職員入所者間の信頼関係の構築、関係機関との連携体制、職員の研鑽が重要であること、そしてその実現のためには、職員が一枚岩になって対応することが何より大切であるということです。

事務職員

月2回実施される研修では、講師を招いて専門的知識の習得を図るほか、都道府県内の女性相談員、婦人保護事業担当職員を巻き込んでの事例研究、全国の研修会出席者による伝達研修が実施されるなど、職員の資質向上、関係機関間の交流が行われています。研修は受動的なものではなく相談員が持ち回りで担当となり、積極的な取り組みのもと実施されるため、参加者が常に生き活きとした表情で意見を交換しあっています。また、日々のミーティングにおける情報交換のほか、問題には複数の職員で相談検討を重ねた上で対応するなど、職員を孤立化させません。

安心して職務を遂行できる環境が、人を支援する上で重要な事だと痛感しています。

婦人相談員

売防法とDV法のケースの取り扱いについて現行の拡大解釈だけでは現実対応に無理があると感じる。婦人保護業務について、もっと国のレベルで実状を把握すべきである。その上で、現在の業務がいかに不完全で利用者の危機管理について危うさがあるか、早急に対応を求めたい。上記について把握されない限り、婦人相談員の安全は守られないと感じている。善意で行っている業務以上のものを実際は各相談員が担っていることが、理解されていないと思う。

婦人相談員

婦人相談所の一時保護所は、DV加害者の支援をするようになってから、よりシェルターとしての要素が強くなりました。つまりクローズの施設として存在することが優先され、それは当然なことではあるのですが、外部への連絡の制限や行動の制限等、暴力被害者以外の利用者にも同様の対応をせざるを得ない現状は、個々に応じた支援がしにくくなっていると感じます。また、婦人相談員という職種が売防法の中でなぜ非常勤とするとされたのか、いまだにわからず、キャリアを積んで知識を増やし、スキルを上げても、公務員(常勤)の初任給にも満たない給料や1年更新のため退職金も出ない現状に悲しさを覚えます。

婦人相談員

責任と歴史の重さにいつも日々精進の毎日です。社会は変化しても、売春、DV等女性に関する問題は日々終わることはありません。決して表舞台にたつことのない事業ではあるものの、この事業の必要性を社会の中で認識をしていただきたいと考える。

婦人相談員

当センターの婦人相談員は、TEL相談、来所相談が業務の99%を占めます。一時保護所でのケースワーカーの経験がありながらも関与はできません。他機関との関係を持つなどは難しいのが現状です。2~3年で転勤になる職員がケースワークをし、プロ意識を持ちながらも日々相談を受けるしかできない現状(TEL相談を軽視している訳ではないが)。非常勤とか常勤とか色々問題提起されているが、上記の件を考えてみて頂きたいです(被害者側に立って)。

婦人相談員

■■県では婦人相談員とは名ばかりで、ケースワークをしておりません。電話相談員のような形になっています。従って問5~問6の答えの様になってしまっております。全国的にこの様な傾向になってきているのでしょうか。婦人保護業務に婦人相談員の存在は欠くことができない存在であるはず(女性の内面に働きかけることにより、生き方の変容をうけるという視点)。せっかく専門性の知識を持った婦人相談員が宝の持ちぐされになっていると思います。又、専門性がある所から5年の雇い止めは廃止してほしい所です。

婦人相談員 被害者である婦人の方が今までの生活を捨てていかざるを得ない状況に理不尽さを感じます。尚、相談員の中にまだまだジェンダーバイアスがある考え方の人がいるのは残念に思います。

婦人相談員 要保護者(DV被害者)、保護命令が発令され、安全性について確保は出来るが、住所地から遠く離れて暮らす上でも、当事者の失う物、今まで当事者がつくってきたコミュニティーや職をあきらめなければならぬ。しかし加害者は職を持っていればそのまま続けられ、失うものは少ない。

婦人相談員 相談員として、現在は学習段階です。多くの相談により得られる物、研修等で得られる知識等吸収中です。相談員として、相談者へ寄り添い過ぎず、適度な寄り添い、常に平常心を持つことにより、学習した事が活用できると考えています。

婦人相談員 やりがいのある仕事だが、勤続年数が長くても、身分、給与に反映されなく、業務で求められることは増加の一方です。県唯一の機関である為、役割の重大さを感じています。相談員以外(上司)は3~4年で異動があり、専門職ではなく事務職の上司なので、スキル面等で不安です。

婦人相談員 ケースワークのみでなく、エンパワーメントの必要性を感じている。その為の資質の向上をどう図っていくのか、今は手探り状態なので、何とかしたいと思っている。充実した内容の研修会を業務に支障の無い範囲で実施してほしい。●●女性相談所から提供を受けた外国籍DV被害者のための多言語相談シートを活用している。保護命令申立書は自分で翻訳(中国語)し使っているが、国等で作成したものがほしい。

婦人相談員 福祉機関との連携は出来ていると思います。警察とも次第にうまく連携できてきていると思います。医療機関との連携、教育機関との連携がうまくいくと、業務がスムーズになると思います。

婦人相談員 慣れた頃に雇用期間が終了することになるが、年令からも次の仕事を探す事が困難になるため、相談業務に就いても、いつも今後のことを不安に思う。

婦人相談員 なにもかも婦人保護事業の範囲で対応するには無理がある。根拠法に基づく支援は「有り」と思うが、実際には精神疾患の人の行き場所がなくて、一時保護をと係る機関から依頼されることが数件あったが、結局入院。入院に至るまでの対応は、婦人保護事業でなく医療従事者でなければ無理。



婦人相談員 上司が変わると、ケース対応が変わることがある。業務量が増えているにもかかわらず、婦人相談員の報酬等の待遇が、全く向上していない。

婦人相談員 関係機関との連携をもっと密にできれば良いと願っている。言葉では簡単に連携と使っているが現実には難しい。信頼関係を築き、長いスパンで支援に関わっていければ良いと思うが、なかなか本当の支援はできていると、実感できない。

婦人相談員 研修等には参加しているものの、自身の業務が経験側に片寄ってきている気がする。

婦人相談員 婦人保護事業に関して、法的な位置付けがあいまいで、社会的にもクローズアップされたい領域の事業であるため、事業予算・人的配置の不足をはじめ十分な業務展開が得られない現状にあると感じる。女性福祉・母子福祉・家庭福祉に関わる総合的な法整備を図るとともに、児童福祉法や生活保護法との連携を含めて充実した事業になるよう望んでいる。

婦人相談員 ・DV法施行以後、婦人相談所の業務か？どうしてもDV被害者への支援対応が多くなっている。実質、被害者が多いのでいた仕方ないことではあるが、「帰住先なし」女性や売春(風俗)行為女性への対応等、向かい合うべき問題に対する内容が素通りしてしまうと感じる。  
・虐待法やストーカー法の各支援対象となる女性に対する婦人保護、(婦人相談所としての)観点からの関わり方に関して、整理する必要性を感じる。

婦人相談員 被害者自身にとって、どのような支援ができるのか、どのような支援を被害者が望んでいるのか、内容が複雑化しているケースが増えてきているのでそのケースごとに考え悩むことはある。

婦人相談員 日頃の研修の重要性を感じています。婦人相談員が、研修に出られるような支援があるといいですが。

婦人相談員 ・相談者の保護や支援には、関係する機関(市町村窓口・警察署・施設関係者等)との密な連携が必要と感じるが、実際対応してみると、市町村や警察署の対応に温度差を感じる。(例⇒一時保護時の移送など「本女の身を優先すべき」と考える者と、本女自身で行動させる者が居る)。お互いに理解を深めるためにも、もっと相互理解が出来る場がほしい。  
・各機関での取り決めがあいまいな部分が多いと感じる。

・配偶者暴力相談支援センターと婦人相談所の機能を持つ当相談所は、加害者男性からの追求も多い。加害者でありながら「私も被害者である」と訴える男性もいるため対応に苦慮している。  
婦人相談員  
・しかし本当に女性からDV被害を受けて逃げたいと言う男性が使えるシェルターがないのも問題である。  
・交際相手からの暴力被害については、法的支援(保護命令、DV証明書)が受けられないことも問題であると感じる。  
・保護後の自立支援についても見守りだけでなく、定期的な生活指導等、アフターケアも必要かと思われる。

婦人相談員  
育てられない状況(経済的な面、知的・精神などの障害の状態、親族の援助無、等)での妊娠・出産が多く、将来が心配されることが多くある。命の権利も当然主張されることではあるが、もう少し避妊について、感染症の危険性等の教育や、中絶に対する前向きな支援が検討されても良いのではないかと感じる人が多い。

婦人相談員  
相談員が入れ替わっていくため、積み上がっている関係性が切れてしまう。本人(相談者)にとって不利益になっていることも多々あると感じているので、職業として保障されてほしいと感じます。

婦人相談員  
支援の短期内の一時的のみに関わっているが、ケースの先々のことが心配な場合が多く、連携を確実につなげていく必要性を感じている。又、将来の自立に向けては不可欠の就労を考えると●環境要因などから、高校中退であったり、人間関係がうまくできなかったり、難しいケースが多く、その点に関しても手厚い支援の必要性を感じる。DVがその一因となることを思うとデートDVの啓蒙を含めた意識改革の必要性も痛感する。

婦人相談員  
DV法ができて女性も女性の立場はなかなか向上していかず、常に弱者の位置にあることが多い。それでもDVが犯罪であるとの認識は定着してきているので、DVをふるう男性が少しでも減り、皆が安心して暮らせるよう、被害を受けた女性を支援していきたいと考えている。

婦人相談員  
当所の婦人相談員は、全員が非常勤職員です。●年に専務的非常勤については更新回数4回の上限がもうけられ、雇用継続への不安が続いています。退職金、ボーナスも皆無です。所内では来所相談、電話相談、婦人保護施設では寮生への面接、ケース会議出席、委託先の一時保護ケースへの面会(法的助言、心理面のフォロー含む)と同行支援(法テラス、警察生活安全課、役所等)を担当しており、職員が動くことは基本的にはありません。女性への相談の現場で、婦人相談員が雇用不安を抱えていると感じます(16日勤務9時～19時45分、月に3日程11時45分～20時30分勤務がありますが、本アンケートでは夜間の時間には入らないと思い、記入いたしませんでした)。

婦人相談員  
負の連鎖。DV被害者を守るだけでは何も、何一つ解決しない。DV加害者の更生プログラム、問題を抱えている男性や女性のその親も、またその親も、更生プログラムや人生等に対する何らかのプログラムや教育が必要。子どもの時からの教育が非常に大事。国をあげて、男女平等参画等について教育に取り入れる。女性だから結婚して家庭に入るといった昔からの考えが日本にはまだまだ強くある。女性がかつと賢くならないと日本は世界は良くならない。

婦人相談員 婦人保護業務の現場は、非常に専門性が求められるものだと痛感しております。専務的非常勤の雇用面で、軽視されているなど感じます。雇用面からも安全が守られるべきと思っています。

婦人相談員 外国人の方への支援の難しさ。

婦人相談員 仕事の内容上、相談員に資質は重要と思われる。経験をとられる業務でもある。公務員であれば採用した以上、その人の資質にあわせ、異動等が考えられるが、囑託で雇用されてしまえば、そこでの業務だけとなる。不向きと思われる人材であっても、本人が辞める意思がない限りは行政側は雇い止めはしないと思います。日々、相談者にとってどのような対応・支援が必要か、個人レベルで対応するしかないと考えています。

婦人相談員 最近DVについて、NHKの連続ドラマ等で取りざたされているが、まだまだ相談に来られる人は氷山の一角にすぎない。小さい頃からの学校教育の現場でのDV教育が必要と考えられる。

婦人相談員 全く知識が無いまま採用されました。事前に研修、教育の機会があると伺っていたのですが、実際は殆ど無く、特にDV関連の法や行政サービスについては全く教育がなされていません。仕事の中で覚えていくものかもしれませんが限界もあり、マニュアル等が全くないままの仕事には強い不安や不満を感じます。

婦人相談員 県の財政改革大綱にのっとり、相談体制の強化と事務事業の効率化を図る目的で、平成●年度から健康福祉部の婦人相談所相談部門に県民生活部の相談(男女共同参画)が、統合されました。ところが実際には、相談体制の強化とは名ばかりで、福祉的支援の必要な婦人保護事業の対象者のみならず、女性の視点でカウンセリングに重点を置く男女共同参画の相談にまで守備範囲が拡張され、相談の開庁日も広がった(土・日増)にもかかわらず、相談員の増員は1名にとどまり、相談員の資質向上のための研修なども減らされています。また統合は婦人相談所から一時保護部門を残して、相談部門だけが切り離され移転・統合されたものであるため、相談員が一時保護者の支援に係わることはできません。

婦人相談員 更には、●●年度から、婦人相談所には、これまで各ブロック駐在室に設置されていた電話相談が集約され、業務のほとんどが電話相談であり、電話相談の窓口はリピーターにジャックされることがほとんどで、配偶者暴力相談というニーズを抱えた緊急性のある相談に対応しきれないのが現状です。

このような事態について、私たち相談員は現場の声をあげ、研修の必要性や実践の場の提供など要望しているにもかかわらず、全く対策がとられず、相談員として婦人保護事業の形骸化に拍車がかかっていく状況を憂う毎日です。今回のアンケートに回答することで、憂いは危機的状況であるとの確信に変わりました。厚労省や内閣府からの事業の充実を促す通知と、それに逆行する県政との狭間で、どのようにモチベーションを維持していくかに苦慮しています。

婦人相談員

アフターケアの支援につき、考えることがあります。退所後数年して「寂しい」「こどもの世話ができない(病気になったので)」など、本人と関わる友人など、支えてくれる存在が身近にいれば何もないことでも、本人達の孤立化した声がよく聞かれ、何とか同じ思いの人達のデイケアとか仲間づくりの機関がないものと願っています。子育て経験、結婚経験、苦労した経験など無い方が相談に応じるより、熟年の経験ある慈悲の心のある方に任せて頂きたく思っています。知識だけのある若い方が、年輩の方の苦労話に応じる姿を見て、住民として、もっと年輩の方にこの仕事をしてほしいと思っています。相談TELでも「年輩の人をお願いします」という声が聞かれる事が多いです。

婦人相談員

・DV被害者支援について、市町村との連携はスムーズになってきている。しかし新生活を支える枠組みがまだまだ不足しており、PTSDに悩まされたり、生活不安(母子での)を抱えている方も多い。避難後の生活を支え、自分の人生を力強く歩んでいただける体制づくり(ピアカウンセリング・就労支援など)の必要性を痛感している。  
・売防法については、人材の視点からも買う側への取り締まりや罰則規定を強化する必要がある。売春に対して世間の目が甘い様に思う。

婦人相談員

当所では、相談業務と一時保護業務で担当の職員が異なります。相談業務に従事する相談員は特に何の資格要件もない非常勤職員です。貴アンケートの項目にあるような研修に参加できることもなく、具体的なマニュアルやメソッドの提示、スーパーバイズのシステムもない中での業務です。一時保護ケースとは違い、ケース検討会もありません。何より非常勤なので入れ替わりや雇用期間も決まりがあるため、知識・経験の蓄積ができません。相談者と一番最初にコンタクトをとる相談員の実状を、少しでも知って頂けたらと思います。

婦人相談員

大変にやりがいのある仕事ですが、定着率が非常に低く、常に入れ替わりのあるような状況です。知識の蓄積が求められる割に素人相談員のフォローを先輩相談員が細々と時間を割いて行っている現状があります。カウンセリングの基本知識もなく、全くの素人しか応募しない時も多く、ハラハラしながらフォローしています。傷ついている相談者が二次受傷しかねない状況は最低限避けていかなければならないと思っています。

婦人相談員

生命に関わる事なので非常に責任が重い。DV・児童・高齢者など色々な問題を複雑に抱えられている方がとても多い事が分かった。電話相談も行うので、その時その時が大切。専門的な知識も必要。求人欄に学生アルバイトも可と記すのはどうかと思う。求人応募する際の心持ちも大きく変わってくる。知識も必要なので、もっと定期的に研修も行ってほしい。まだ1ヶ月で行うべきだった研修を終えてない人も多い。非常勤職員の責任に対してどのような姿勢をとっているのか分かりにくい。

婦人相談員

相談員が非常勤という不安定な働き方をしている状況は多くあります。このような不安定な状況では安心して仕事に対応できない。非常勤ではなく、常勤で対応できるような環境を希望する。